

## 和歌山県職員措置請求に係る監査結果

### 第1 監査の請求

#### 1 請求人

省略

#### 2 請求年月日

平成24年4月17日

#### 3 請求の内容

請求人提出の「住民監査請求書」による請求の内容は、次のとおりである。

##### (1) 請求の趣旨

県知事は、和歌山県が被っている損害金8万3700円について、x議員及びA社に対し、それぞれ連帯して返還するよう請求せよとの措置を講じるよう県知事に勧告することを求める。

##### (2) 請求の理由

#### ア 当事者

##### (ア) 請求人

請求人らは和歌山県内に居住する住民であり、地方公共団体の不正行為の監視・是正活動を行っている市民オンブズマンわかやまの構成メンバーである。

##### (イ) x議員

同人は、2011年4月10日執行の和歌山県議会一般選挙に立候補し下記（ウ）記載の業者から、選挙運動のために使用する車両（以下単に「選挙カー」という。）を借り受けたものであり、現職の議員である。

##### (ウ) A社

同業者は、2011年4月10日執行の和歌山県議会一般選挙に立候補したx議員に対し選挙カーを貸し渡した業者である。

#### イ 公金の受領

A社は、2011年4月10日執行の和歌山県議会一般選挙に立候補したx議員に選挙カーを貸し渡した代金（以下単に「レンタル代金」という。）として和歌山県から金13万7700円の公金を受領している。

#### ウ 違法・不当な公金請求と不当利得

(ア) A社は、受領している前記公金のうち、請求の趣旨記載の金員を違法・不当に利得している。

(イ) A社は、x議員との間で、2011年3月14日、次のとおり車両賃貸借契約を締結している。

a 使用目的 公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

b 車種及び登録番号 ニッサンウイングロード

省略

c 使用期間 平成23年4月1日から平成23年4月9日まで9日間

d 契約金額 13万7700円

内訳 1日1万5300円×9日間

(ウ) A社は、選挙終了後の4月15日に上記契約に基づく上記代金の公費請求を行い、県知事は当該代金の支出を同月21日に行った。もって、A社は上記金員を受領している。なお、上記金員は、公費負担が認められる上限額である。

(エ) しかし、A社は、上記車種を、通常、1日6000円前後でレンタルしていると言い、上記レンタル代金は「車へのスピーカーの設置や事前の車両整備の費用」を含んだ価格だと言う。

(オ) とすると、選挙カーの公費負担の対象はレンタル代金のみでありスピーカーの設置費用等は公費負担の対象外であるから、上記上限額のレンタル代金には、公費負担対象外費用が上乗せされており、当該上乗せ費用分は違法・不当な請求である。

(カ) そもそも、A社は、レンタカーの貸し渡しを業として営むレンタカー業者であるから、レンタカー業者が通常一般的に設定しているレンタル料金には、車両償却経費や整備経費に加え利潤が見込まれた料金で設定されていると推認できる。にもかかわらず、通常の価格より高額で貸し出すことは、自社が適正として設定した利潤を上回る不適正な利潤を上乗せする行為に他ならず、x議員にレンタルする場合に通常レンタルする料金より高額にすることは、不適正な利潤を得る行為に他ならない。それゆえ、x議員にレンタルする場合にも通常適用していたとする上記料金が適用されるべきであった。このため、通常適用しているとする上記料金を超える代金は違法・不当な上乗せ請求と言う他にない。

(キ) 従って、A社は、本件において通常料金を適用した場合、9日間の料金は5万4000円であるから、上記レンタル代金との差額である8万3700円を違法・不当に利得している。

### (3) x議員の責任

x議員は、本来、スピーカー設置費等の代金は私費で負担すべきであったにもかかわらず、それらの代金について、A社が通常一般的にレンタルする料金に上乗せした公費請求手続きをA社とともに行ったものであるから、当該公費請求はA社と通謀して行ったと言う他になく、A社が負うべき上記責任を連帯して負うべき責任がある。

### (4) 知事の請求権と怠る事実

仁坂吉伸知事は、和歌山県が上述したとおり違法・不当な行為により損害を被っており、不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、今日に至るもその返還請求権を行使せず、必要な措置を何ら行っていない、違法に財産管理を怠っている。

### (5) 結論

よって、監査委員に対し、請求の趣旨記載の勧告を求め、自治法第242条第1項に基づき、別紙事実証明を添付の上、請求する次第である。

## 第2 住民監査請求書の受理

本件請求は、自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成24年4月19日に受理を決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容等を勘案し、本件選挙における選挙カーのレンタル代金に係る公費負担について、自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるのか否かについて監査の対象とした。

### 2 監査対象機関

和歌山県選挙管理委員会及び和歌山県総務部

### 3 請求人による証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対し、平成24年5月16日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、おおむね次のとおり請求理由を補充する陳述があった。

(1) x議員は、13万7700円のうち3万3750円について、すでに返還したことが伝えられている。これは、1日1万1550円の9日分にして、その差額という。しかし、かかる返還で、水増し請求が真正に是正されたとは到底言い難い。この点、その理由は次のとおりである。

(2) x議員が根拠とする1日1万1550円の料金は、A社が国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局（以下「和歌山運輸支局」という。）に届出している料金表に記載されている料金であるという。

しかし、当時のx議員とA社間のレンタル料金が、届出価格で決まるものではない。確かに、レンタル業の許可制度に、料金の届出制が取られており料金表の明示が義務とされていることなどに照らすと、料金表より高額で貸し付けることは許されないと解すべきではあるが、料金表より低額で貸し付けることまで許されないとはいえない。けだし、業として行っている事業者が、すでに設

定している料金より低額でレンタルしたとしても、借り受ける側には何の支障もなく、あえて、高額の基準を守らせるべき保護利益は存しないと言ふべきだからである。

マスコミ取材に、A社は、同車種を、「通常1日6000円前後」でレンタルしていたことを認めている。また、請求人が、マスコミ報道で明らかになる前の3月23日に掛けた電話の「日産ウイングロードを、4、5日借りたいが借りられるか。また、その料金は。」とする問いに、A社は、男性が対応し、「丁度その車種が空くので貸せる」といい、料金は、そばにいた人に確認をとりながら、「1日4000円で別途消費税を加算した額」だといい、その日数分だと答えたという。

これらのことからすれば、A社は、実際には、上記料金表に基づかず、同車種を1日6000円（あるいはその価格に消費税を加算した額）を超えない料金でレンタルしていたと十分推定できるというべきである。

従って、本件のレンタル料金としては、実際に使用していたと推定できる料金表より低額の前記料金が適用されるべきである。

- (3) A社は、レンタル料金に、事前の車両整備費用が含まれていることを認めている。この点、県は、事前の車両整備費用は公費負担の対象として認められる、という見解のように言われている。してみると、x議員が返還した3万3750円には、当該費用が含まれていないとみられる。

しかし、A社は、車両をレンタルすることを業として行っているのであるから、事前の車両整備の度に、その費用が上乗せされてその車両のレンタル料金が増加するものではない。その上、そもそも、A社は、業として車両をレンタルしているのであるから、通常設定しているレンタル料金に、車両償却経費や整備経費に加え利潤を見込んだ料金を設定し営業していると言ふべきであり、事前に整備したからといって、その費用をレンタル料金に上乗せすることは認められないと言ふべきである。

このため、業者が通常適用していた料金より高額で貸し出すことは、その業者が車両償却経費や整備経費及び利潤を見込んで設定したとみなされる料金に、いわば、2重に車両整備経費を上乗せされていると言ふべきである。

従って、A社が通常適用していた料金より高額のリソタル料金には、2重に上乗せされた車両整備経費が含まれており、かかる上乗せ分が不当に利得されていると言ふ他にない。

- (4) A社とx議員のリソタル期間が、告示日から投票日の前日まで選挙運動期間である9日間の契約がなされていた。しかし、選挙カーはその性格から、実際には、9日間のみしかレンタルしていないということではなく、前後数日を含む日数をレンタルしていると容易に推認できる。

すなわち、選挙カーとして運行するには、スピーカーや看板などを設置するのが普通である。A社がスピーカーの設置費を上乗せしていたことに照らしても、x議員が使用した選挙カーにも設置していたと言ふことができる。そして、このような準備は、通常、どの候補者も、告示日から選挙カーが使用できるように、前日までに準備しておくものである。また、選挙カーは、最後の日の午後12時まで（なお、スピーカーの使用は午後8時まで）使用することができ、その最終日に、設置したスピーカーや看板などを取り外して返却しているとは考え難い。とすれば、選挙運動期間以外にも選挙運動期間の前後数日はレンタルしていると十分推定できる。

従って、A社が通常適用していた料金より高額のリソタル料金には、レンタルしていると推定できる選挙運動期間の前後数日分のレンタル料金が含まれており、かかる上乗せ分が不当に利得されていると言ふべきである。

- (5) 以上のとおりx議員が行った3万3750円の返還では不十分であり、さらに、真実の実態を反映した真摯な監査を求める次第である。

#### 4 関係人調査の実施

関係人に対し、自治法第199条第8項の規定に基づく調査を実施した。

#### 第4 監査の結果

## 1 主文

本件請求に係る選挙カーのレンタル料金に関する公費負担については、レンタカー業者の定める車両本体に対する基本料金以外の費用に当たる金額が返還されており、請求内容には理由がないので棄却する。

## 2 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する法令等の照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取等から次の事項について確認した。

### (1) 公費負担制度の概要

#### ア 目的

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の中で、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用している。

#### イ 法的根拠

公職選挙法第141条第8項の規定により、県議会議員の選挙について、県は、条例の定めるところにより、選挙運動のために使用する自動車の使用について、無料とすることができると定められている。

#### ウ 概要

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年和歌山県条例第36号）及び和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年選挙管理委員会告示第130号）等において選挙運動用自動車の公費負担について次のとおり定められている。

(ア) 候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が県に帰属することとならない場合に限る。

(イ) 選挙運動用自動車の使用の公費負担の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）と有償契約を締結し、契約書の写しを添えて契約届出書を選挙管理委員会に提出しなければならない。

(ウ) 県は、請求に基づき必要な確認等を行い候補者が一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うべき金額のうち、次に定める金額を支払う。

選挙運動用自動車の借入れ契約である場合は、選挙運動用自動車（1台に限る。）として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（上限額1万5300円/日）の合計額。

(エ) 平成23年2月に和歌山県選挙管理委員会及び総務部総務管理局市町村課により作成された県議会議員選挙における選挙運動費用の公費負担制度Q&Aでは、レンタカー業者から選挙運動用自動車を借入れする場合、業者が和歌山運輸支局に届出を行っている車両本体に係る基本料金部分を公費負担の対象とする取扱いをすとしている。

### (2) 選挙カー使用に係る事務手続の状況等

今回の選挙カーのレンタル料金に関する公費負担については、平成23年4月15日にA社より13万7700円の請求書の提出があり、同月21日に支出された。

その後、x議員とA社から県に対して選挙カーのレンタル料金に関する公費負担金13万7700円のうち車両本体価格（10万3950円）以外の部分について公費負担の対象外であったとして、返納申出書の提出があり、平成24年5月8日付けで3万3750円が返還された。

## 3 監査対象機関（選挙管理委員会）の主張

(1) 候補者と選挙運動用自動車の借入れ契約を締結した自動車貸渡業者から県条例に基づく公費負担請求がなされ、これに対して所定の金額を支出した。

- (2) その後、自動車貸渡業者から公費負担対象外の経費を含めて請求、受領していたため、過大に支払を受けていた金額を返納したいとの申出があり、これを受領した。
- (3) 返納された金額は、和歌山運輸支局長に届け出ている貸渡料金を基に算出されたものであり、適正な金額が返納されたものとする。

#### 4 監査によって確認した事実

A社が和歌山運輸支局に対し自家用自動車の有償貸渡業（いわゆるレンタカー業）の許可を得るために申請した書類を確認した結果、当該業者は上記許可を受けたレンタカー業者であることが認められた。

また、上記許可申請書添付の料金表及び別途A社より提出のあった「当社所有の日産ウイングロードのレンタカー基本料金のクラス設定について」によると、x議員が借り入れた選挙カー1日当たりの車両本体価格の基本料金は、1万1550円であった。

#### 5 関係人調査の実施により確認した事実

A社に対し自治法第199条第8項に基づく関係人調査を行い、結果は次のとおりであった。

- (1) 保有しているレンタカーの主な用途については、損害保険会社の指定優良工場となっている関係上、事故車両の修理期間中の代車としての利用がほとんどであり、その際の貸渡料金は損害保険会社との契約により無料となっている。
- (2) 平成23年4月1日から平成24年5月22日までの請求書を閲覧したところ、同年4月13日に保険会社との契約対象外である修理車両の代車として1日当たり6000円で貸出した事例が1件あったものの、有料のレンタカーとしての実際の貸出実績については、x議員への貸出し以外に確認されなかった。
- (3) A社の証言によると契約期間である平成23年4月1日から同月9日以外の同年3月29日から同月31日は装備の取付け及び候補者による警察への手続を行い、同年4月10日は、装置の取り外しの作業を行っていたが、当時は貸出しをしているという意識がなかったためレンタル料金は無料としており、また、これらにかかる事前の整備費用についても基本料金である1万1550円には含んでいない。
- しかしながら、前後の期間分は事実上他の者への貸出しが出来なくなるにもかかわらず無料とすると公費負担分に上乗せして請求をしているとの誤解を招くおそれもあることから、前後4日分について後日精算しているとしており、この精算の事実については、領収書により確認した。

#### 第5 監査委員の判断

本件請求について、請求人は特に次の点を主張している。

- 1 A社は、本件において通常料金を適用した場合、レンタル料金は9日間で5万4000円であるから、公費負担金額との差額8万3700円を違法不当に利得している。
- x議員は、本来スピーカー設置費等は私費で負担すべきであり公費請求手続をA社とともに行ったものであるから連帯して責任を負うべきである。
- 知事は、上記により損害を被っていることについて、返還請求権を行使せず、違法に財産管理を怠っているため、x議員とA社に対し、それぞれ連帯して返還するよう請求せよと勧告することを求めている。
- 2 また、請求人は陳述において平成24年5月8日付けで3万3750円の返還があったことに対して
- (1) A社が当該車両を通常1日当たり6000円前後で貸出しているという報道や請求人が直接問い合わせたところ1日当たり4000円に消費税を加算した額で貸し出すとしていたことから、実際には、料金表に基づかず、同車種を1日6000円（あるいはその価格に消費税を加算した額）を超えない料金でレンタルしていたと十分推定できる。
- (2) A社のレンタル料金には、事前の車両整備費用が含まれており、通常業として設定しているレンタル料金にも、車両償却経費や整備経費に加え利潤を見込んだ料金を設定し営業しているため、通常適用していた料金より高額で貸し出すことは、2重に車両整備経費が上乗せされている。
- (3) A社とx議員のレンタル期間が、告示日から投票日の前日までの選挙運動期間である9日間の契約がなされていた。しかし、選挙カーはその性格から、実際には、9日間のみしかレンタルしていないということではなく、前後数日を含む日数をレンタルしていると容易に推認できる。

したがって、A社が通常適用していた料金より高額の料金には、レンタルしていると推定できる選挙運動期間の前後数日分のレンタル料金が含まれており、かかる上乗せ分が不当に利得されている。以上のとおりx議員が行った3万3750円の返還では不十分であり、さらに、真実の実態を反映した真摯な監査を求める次第であるとしている。

3 これらの点について、監査委員は次のとおり判断する。

(1) 上記第5の2の(1)の主張については、自治法第199条第8項の規定による関係人調査を実施したところ、A社が保有しているレンタカーの主な用途については、損害保険会社の指定優良工場となっている関係上、事故車両の修理期間中の代車としての利用がほとんどであり、その際の貸渡料金は損害保険会社との契約により無料となっている。

また、平成23年4月1日から平成24年5月22日までの請求書を閲覧したところ、同年4月13日に保険会社との契約対象外である修理車両の代車として1日当たり6000円で貸し出した事例が1件あったものの、有料のレンタカーとしての実際の貸出実績については、x議員への貸出し以外に確認されなかった。

以上のことから、A社が通常当該車両をレンタカーとして常に1日当たり4000円から6000円で貸し出しているという事実は確認されなかった。

今回のx議員に対する1日当たり1万1550円の貸出料金は、A社が和歌山運輸支局に提出している基本料金であると認められる限り、公費負担の対象として適正な額と判断することができる。

(2) 第5の2の(2)の主張については、A社の証言では、事前の整備費は含んでおらず、レンタカー業としての基本料金が、1日当たり1万1550円であると認められる限り、公費負担の対象として適正な額と判断することができる。

(3) 第5の2の(3)の主張については、A社の証言では、契約期間である平成23年4月1日から同月9日以外の同年3月29日から同月31日は装備の取付け及び候補者による警察への手続、また、同年4月10日は、装置の取外しの作業を行っていたが当時は貸し出しているという意識がなかったため料金は無料としたが、前後の期間分は事実上他の者への貸出しが出来なくなるにもかかわらず無料とすると公費負担分に含めているとの誤解を招くおそれもあることから、前後4日分について後日精算しているとのことであり、この精算の事実についても確認したところである。

従って、9日間の契約に基づくレンタル料金は、前後4日間の料金が含まれているものとはいえ、公費負担の対象としては適正な額と判断することができる。

(4) よって、すでにx議員とA社から県に対して選挙カーのレンタル料金に関する公費負担金13万7700円のうち基本料金をもとに積算された車両本体価格(10万3950円)以外の部分について、平成24年5月8日付けで3万3750円が返還されているため、本件請求に理由はないと判断する。